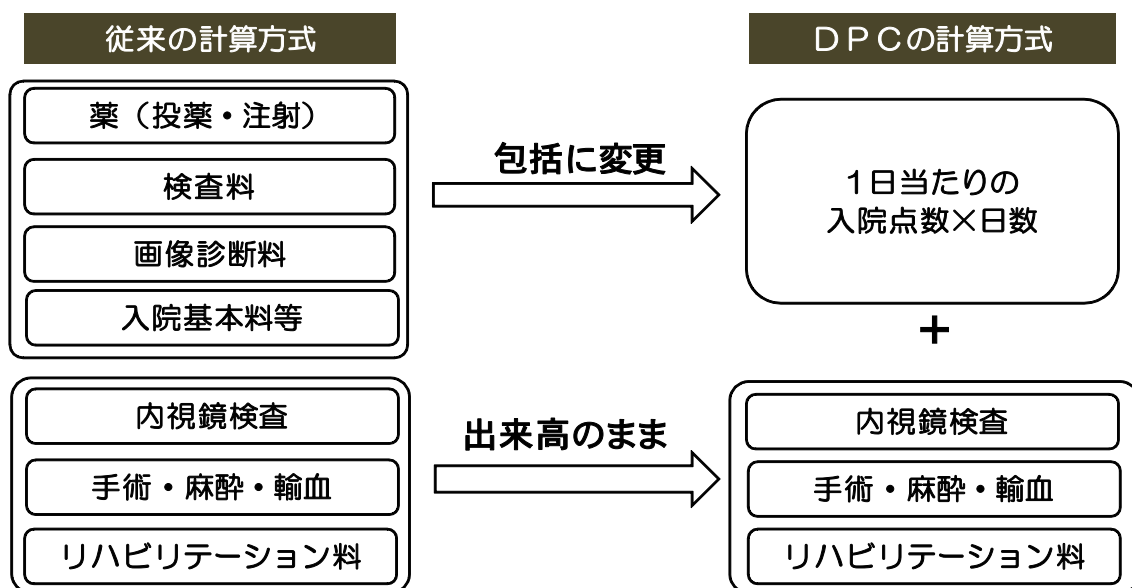


DPC包括請求とは・・・

Diagnosis（診断） Procedure（手順） Combination（組み合わせ）の略

DPCとは、従来の診療行為ごとに料金を計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院患者の病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省が定めた診断分類点数（DPC）に基づき、1日当たりの定額の医療費を計算する新しい医療費の支払い方法（包括支払制度）です。

診断群分類（DPC）と呼ばれる1日当たりの定額の点数は、入院日数に応じて定められています。入院基本料や検査、投薬、注射、画像診断等は1日当たりの定額点数に含まれる「包括支払方式」で計算し、手術、リハビリ等については「出来高払い方式」で計算されます。



- ◇医療費の計算方法は変わりますが、患者さまに提供する診断・治療等の診療内容は従来と全く変わりません。
- ◇手術、一部の処置や検査については、従来どおり「出来高払い方式」により算定いたします。
- ◇患者様の一部負担金の支払い方法は従来と全く関係ありません。
- ◇患者様がこの算定方式の対象となるかどうかは、疾患名や診療内容により異なるため主治医が判断いたします。
- ◇外来の患者様やDPC包括制度の分類に該当しない入院患者さまの医療費の算定方法は、今まで通り「出来高払い方式」により算定いたします。また、労災・自費診療・交通事故でのご入院の算定方法も従来どおりです。

ご不明な点がございましたら、1階医事④案内窓口 入院係までおたずねください。

DPCにおける入院医療費のQ&A

◆なぜDPCに変えるのですか？

DPC（診断群分類）による医療制度は、診療の標準化と透明化、そして医療の質の向上と医療費の適正化を目的に平成15年から厚生労働省が推進し、厚生労働省の定める条件を満たした急性期医療を提供する医療機関は「DPC 対象病院」となることができます。

当院も平成17年度より「DPC 対象病院」と認定されました。DPC 対象病院では、標準的な医療が受けられ、医療の標準的価格も明らかになるというメリットがあります。

◆すべての入院患者がこの制度の対象となるのですか？

患者様の病名や治療の内容に応じて分類される診断群分類のいずれかに患者さまの病状が該当すると主治医が判断した場合に対象となります。

病名や病状によっては、診断群分類上、包括支払いの対象にならない場合もあります。また、下記のような場合には、これまで通りの医療費の計算方法（出来高払い）となります。

- ① 交通事故や出産等の自由診療で入院される方
- ② 自賠償保険を使用される方
- ③ 労働災害等で入院される方
- ④ 公害医療で入院される方
- ⑤ 入院後24時間以内に亡くなられた方
- ⑥ 薬事法上の治験の対象となっている方
- ⑦ 臓器移植を受ける方
- ⑧ 先進医療の対象となっている方

◆医療費は入院した時点で分かりますか？

病名や治療の内容から分類されるDPC（診断群分類）は、1回の入院で1つだけとなります。DPC（診断群分類）は主治医が入院期間中、患者さんに人的及び物的に最も医療資源が投入された病名を基に決定します。そのため、入院時のDPC（診断群分類）が退院するまでの治療内容によって変わる可能性もあり、退院時でない医療費の確定はできません。

◆医療費の支払い方法はどのように変わりますか？

一部負担金の支払方法は、従来の方法と基本的に変わりありません。退院時もしくは翌日の11日頃の定期請求で請求させていただきます。

ただし入院後、症状の経過や治療の内容によってDPC（診断群分類）が変更になった場合には、入院費に溯って計算しなおし、退院時に前日までの支払額との差額の調整を行うことがありますので、予めご了承をお願いします。

◆高額医療費の取扱いはどうなりますか？

高額療養費制度の取扱いや1ヵ月内の負担限度額は、これまでと変わりありません。

◆入院中の食事代、特別室個室料はどうなるのですか？

食事代、個室料はDPC 対象外ですので、従来通り患者さまにご負担いただきます。